

## ◎議 事 日 程 (第 5 号)

平成17年 9 月28日 (水曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 特別委員長報告
- 日程第 3 議案第 36号 平成17年度愛西市一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 4 意見書案第 3 号 アスベスト対策を求める意見書について
- 日程第 5 議案第 22号 愛西市に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第 6 議案第 23号 愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について
- 日程第 7 議案第 24号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 25号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 26号 愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 27号 愛西市職員定数条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第 28号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第 29号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第13 議案第 30号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第14 議案第 31号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第15 議案第 33号 平成17年度愛西市一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第16 議案第 34号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第17 議案第 35号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第18 認定第 1 号 平成16年度八開村水道事業決算認定について
- 日程第19 認定第 2 号 平成16年度佐織町水道事業決算認定について
- 日程第20 陳情第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小に関する陳情について
- 日程第21 陳情第 7 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第22 陳情第 8 号 国の責任で30人以下学級の実現を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第23 陳情第 10号 地方の財政力を強化し、義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出についての陳情について

- 日程第24 陳情第9号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第25 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第26 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第27 陳情第13号 市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について
- 日程第28 議案第36号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 意見書案第3号 アスベスト対策を求める意見書について
- 日程第30 選挙第8号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について

### ◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小を求める意見書について
- 追加日程第2 意見書案第5号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書について
- 追加日程第3 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第4 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第5 委員会付託の省略について
- 追加日程第6 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小を求める意見書について
- 追加日程第7 意見書案第5号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書について
- 追加日程第8 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第9 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

### ◎出席議員（55名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	13番	真野和久君
14番	鬼頭勝治君	15番	杉野正彦君
16番	浜本七重君	17番	平野博吉君

18番	八 木 一 君	19番	近 藤 健 一 君
20番	小 沢 照 子 君	21番	井 桁 憲 雄 君
22番	後 藤 和 巳 君	23番	吉 川 靖 雄 君
24番	堀 田 清 君	25番	中 島 義 雄 君
26番	桜 井 敏 彦 君	27番	佐 藤 克 典 君
28番	佐 藤 肇 君	29番	加 藤 和 之 君
30番	黒 田 勝 一 君	31番	大河内 通 彦 君
32番	古 江 寛 昭 君	33番	祖父江 靖 君
34番	飯 田 正 之 君	35番	後 藤 芳 徳 君
36番	大 島 功 君	37番	大 宮 吉 満 君
38番	永 井 千 年 君	39番	黒 田 国 昭 君
40番	大 鹿 一 夫 君	41番	中 村 文 子 君
42番	伊 藤 典 之 君	43番	大河内 克 見 君
44番	加 藤 敏 彦 君	45番	加 賀 博 君
46番	宮 本 和 子 君	47番	林 輝 光 君
48番	横 井 滋 一 君	49番	石 崎 たか子 君
50番	伊 藤 米 郁 君	52番	渡 辺 治 雄 君
53番	佐 藤 勇 君	54番	太 田 芳 郎 君
55番	加 藤 正 利 君	57番	金 森 懿 市 君
58番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員 ( 2 名 )

12番	青 山 治 重 君	51番	堀 田 幸比古 君
-----	-----------	-----	-----------

◎欠 番 ( 1 名 )

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	教 育 長	青 木 萬 生 君
助 役	山 田 信 行 君	秘 書 室 長	水 谷 正 君
総 務 部 長	杉 山 政 男 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 部 長	藤 松 岳 文 君
保 健 ・ 福 祉 部 長	中 野 正 三 君	消 防 長	古 川 一 己 君
部 佐	加 賀 和 彦 君	立 田	
総 合 支 所 長		總 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君
八 開		佐 織	

総合支所長 飯田 十志博 君

総合支所長 山崎 敏次 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤 辰雄

議事課長 服部 秀三

書記 田尾 武広

---

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

それでは皆様、おはようございます。

本日も大変御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

12番の青山治重議員と51番の堀田幸比古議員から欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで、市民生活部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市民生活部長（藤松岳文君）

先般、議案質疑の折に、私の認識不足から答弁漏れが出てまいりました。それは、宮本議員から御質問がございました墓地の関係でございますが、現在何箇所残っておるのかという質問でございました。佐屋霊園で11カ所、佐織霊園で8カ所とお答えしましたが、そのほかに津島と佐織で覚書が取り交わされておる箇所が108カ所残っておりますので、答弁を訂正させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（横井滋一君）

それでは、本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日開会前に追加議案として議案第36号、意見書案第3号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、本日、御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（横井滋一君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきましては、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果についての御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いします。

○総務委員長（伊藤米郁君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は9月20日午後2時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第22号につきましては、助役が収入役を兼任されるわけですが、仕事上のミスを防ぐにはどのような対策をとるのか検討していますかという質問に対し、電算任せにせず、人の目でしっかりと二重に確認するというチェック体制を徹底していきたいと思っておりますという答弁でした。また、収入役を置かない場合は1,530万円の人件費の節約になるとのことでした。賛成討論として、必要でない部署については削減をしてスリム化していくことはいいと思えます。大事なことは、そういう形で削減された場合に、本来の職務や責任がしっかりとやれることが一番大事なことでありますので、しっかりとした今後の体制をつくっていただくことを要望しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第23号及び議案第24号は、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第25号は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第27号及び議案第29号は、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第30号につきましても、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第31号についても、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第33号については、アスベスト製品の調査委託料で、公共建築物について調査をいつまでに終わるのかという質問に対し、成分調査の結果次第で補正を組まなければならないという場合にはいつごろまでという期限を申し上げることができないという答弁でした。また、賛成討論として、今問題であるアスベスト関係の調査等に対する必要な予算の補正ということで賛成をいたしますという御意見でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（林 輝光君）

それでは、文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、9月21日午前10時から開会し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会報告書の写しを御配付いただいておりますように、議案第26号につきましては、一般的な許可を取り消す事案については現地調査、聞き取り調査等を実施するので多少時間はかかるが、刑が確定した事案であれば速やかに許可を取り消すとのことでした。また、賛成討論として、今回の条例改正については市の一層の厳格な運用が期待され、速やかな結論を出すことが求められています。これらの法改正については、研修を重ね、真実の環境を守れるよう頑張りたいという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第28号につきましては、減額と免除の明確な指定はあるかという質問に対し、これは規則で定めているが、一般的な市の補助団体等であれば2分の1の減額で、ほかについてはその都度協議となっていますという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第33号につきましては、アスベスト製品調査についていつごろまでに公表できるのかという質問に対して、成分分析に時間がかかるので年内には出ないかと思っておりますが、期間的なことについては断言できないという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第34号につきましては、高額療養費については、津島市では来年4月から受領委任払いにするという新聞記事が掲載されていたが、愛西市ではどのような見解を持っているかという質問に対して、それが的確と言えるかどうかの部分もあるので、そこを踏まえて内部で勉強し、的確度を勘案して進めていきたいと考えますという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第35号につきましても、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第6号、第7号、第8号、第10号につきましては、同一趣旨でありましたので、一括議題といたしました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第9号につきましては、賛成討論として、教育基本法の改定の中身を見ると大変危惧されることばかりです。今こそ憲法教育基本法を具体的に生かしたり、運動を広げることが大切だと考えますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第11号、陳情第12号につきましても、全員賛成で採択されました。

陳情第13号につきましては、賛成討論として、愛西市も来年度から助成を引き上げることを要望しての陳情に賛同しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を出すということで、その案文を御協議いただき、準備をさせていただいております。以上、報告を終わります。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いします。

#### ○経済建設委員長（伊藤典之君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、9月22日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付させていただいておりますように、議案第33号につきましては、土木費の歩道設置工事について両側歩道の要望があり

ました。また、この工事の延長は 356メートルだそうです。次に、渡船業務の運営時の休業補償について当予算書に保険料が計上されているが、これは適用されないかという質問に対して、この保険の支払い対象は、最初の3日間は雇用主である愛西市が支払い、4日目からが適用されるという答弁でした。また、渡船業務の利用者等の資料の提出の要望がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号、認定第2号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果についての御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告を願います。

○決算特別委員長（吉川靖雄君）

決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、9月26日午後2時から八開庁舎委員会室において、正・副議長のもとに開会をいたしました。当委員会に付託された案件は慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、認定第1号につきましては、特別損失とはどのようなものかという質問に対して、未納金で5年を経過したものを処分したという答弁でした。また、本管の入れかえをしているのか、料金の統一時期はいつごろか、南水への加入の見通しはという質問に対しまして、本管の耐用年数は40年であるので、現在のところ考えていない。料金の統一時期については、合併で示したとおり早期に行いたいが、現在のところ未定です。南水の加入見通しについては、統一化をした後、佐織の地下水の揚水を県水100%にしなければ足並みがそろわないという答弁でした。採決の結果、全員賛成で認定されました。

認定第2号につきましては、石綿管更新工事の進捗状況について質問がありました。答弁といたしまして、平成16年度末で92.6%完了しており、残りの延長は1,397メートルということでした。また、修繕費が例年に比べると多いがという質問に対しましては、平成16年8月に古瀬南橋の県道部分の管が破損したのが主な原因ということでした。時間外勤務手当が例年に比べると多いという質問に対しましては、職員1名の減と下水道工事の立ち会いによるものが主な原因ということでした。また、賛成討論として、平成16年度は料金の値上げがなく、新たな

住民負担がありませんでした。水道事業会計も、一般会計から補助金に相当する黒字も出ており、安定しています。ただし、今後、一般会計から補助金の打ち切りや南部水道への統合による住民への負担が心配されます。水道事業は、公共サービスの一つです。住民の暮らしは、収入の減少、新たな税負担など厳しさが増えています。これまで努力して値上げを抑えてきた水道料金を、愛西市ができる限り続けることを求めて賛成しますという意見がございました。以上、採決の結果、全員賛成で認定されました。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第36号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・議案第36号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第36号をお願いいたします。

平成17年度愛西市一般会計補正予算（第3号）。

平成17年度愛西市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億9,742万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より説明させます。

○総務部長（杉山政男君）

歳出の9、10ページをお開きいただきたいと思います。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目の一般管理費で1億4,500万円の補正計上でございます。合計で8億1,725万1,000円となるものでございます。内訳といたしまして、19節・負担金、補助及び交付金で1億4,500万円を退職手当組合負担金としてお願いするものでございます。この補正予算につきましては、先日、9月15日の全員協議会の場において、助役の方からお願い申し上げました退職手当組合負担金の不足分の補正でございます。この補正につきましては、合併前に各町村が、それぞれ町村で計算し、それを持ち寄って集計をしたものでございましたけれども、そのときに旧佐屋町・旧佐織町分が落ちてしまいました。その時点で、両方合わせまして全体の54%ほどが落ちたことになりまして、今後支払いができなくなります。

ので、このような大きな金額の補正をお願いするものでございます。まことに申しわけございません。

歳入の方へ戻っていただきたいと思います。7ページ、8ページをごらんいただきたいと思っています。

17款・繰入金で、2項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金1億4,500万円の補正計上でございまして、合計で15億1,500万円となるものでございます。この財源を財政調整基金から繰り入れるものでございまして、このような数字になったものでございます。よろしく願いいたします。

**○議長（横井滋一君）**

次に、議案第36号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

**○38番（永井千年君）**

今の説明では、なぜこのような間違いが起こったのかということについての十分な説明とはなっていないと思います。今も54%という数字について報告がされましたけれども、佐屋・佐織が抜けたということで54%という数字は単純には出てこないというふうに思いますが、執行状況を含めて暫定予算で9,125万8,000円、それが本予算の段階で1億2,294万1,000円という計上をされたわけですから、もう少し経過を、どういう積算をしたのか、どこで誤りが発生したのかということについて説明する義務があるというふうに思うんですけれども、これは具体的に固有名詞を上げろということではないですが、どういう作業やチェックの中でこの事態が生まれたかということについては、やはり説明する必要があると思いますので、よろしく願いします。

**○総務部長（杉山政男君）**

申しわけございません。この経過につきましては、3月の時点で、合併協議の中の総務小委員会の方で各町村から担当が出まして、それぞれ集計を持ち寄ったわけでございます。それで、暫定予算の折にはすべての町村が入っておったわけでございますけれども、その年間の予算のところに、いわゆる佐屋町分と佐織町分の空白があったということで落ちたということでございます。その当時の集計でいきますと2億7,284万1,000円という合計の数字でございまして、その佐屋と佐織町分を入れますと1億4,830万2,000円という数字になるわけでございます。そして、それを計算しますと、今の54%ほどとなるものでございます。

それから、今回につきましては1億2,294万1,000円の補正前の数字でございましてけれども、これにつきましては、今回の33号議案資料の中で収入役の退職手当組合負担金の減額を159万8,000円しておりますので、当初予算は1億2,453万9,000円というのが数字でございまして、159万8,000円を引いたのが1億2,294万1,000円ということでございます。そして、今年度の最終の、いわゆる年間の総合計を出しまして、それから今申し上げました1億2,294万1,000円を差し引いたものが今回の補正額の1億4,500万となるものでございます。まことに申しわけございません。

○38番（永井千年君）

質問していることに答弁していただけていないんですけど、なぜ間違えたかということについて、今の説明でははっきり言うと答弁漏れだと思うんですね。間違えたということはわかるんですけど、なぜという問いかけに対して答えていただけていないというふうに思います。

それで当初の暫定については、この9,125万8,000円という、これは4町分の4ヵ月、4、5、6、7の分として計上をされておったということなんですね。それで、これは総務課の担当だと思いますけれども、通常は、担当課長さんのレベルで言えば、それぞれ予算の執行状況がどのように進んでいるかということについては毎月チェックされていると思うんですね。その結果として、予算が足りなくなれば補正という話も出てくるんだろうと思いますが、そのような形で担当課長さんがチェックされていたとしたら、このようなことは起こり得ないというふうに思うんですが、この起こり得ないことが起こったのかということ、担当課の方でそれをチェックしていなかったということなんですか。明確な説明をしていただきたいと思います。

○総務部長（杉山政男君）

おっしゃるとおりでございます、申しわけございません。そのチェックが足らなかったということで、こういう事態になったということでございます。

○議長（横井滋一君）

ほかよろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、これにて質疑を終結いたします。

議案第36号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・意見書案第3号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・意見書案第3号：アスベスト対策を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○38番（永井千年君）

意見書案第3号：アスベスト対策を求める意見書について提案させていただきます。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。平成17年9月28日提出、提出者、愛西市議会議員 永井千年。賛成者、愛西市議会議員 佐藤勇、小沢照子、加賀博、金森懿市、伊藤米郁、伊藤典之、鬼頭勝治、林輝光、以上の議会運

営委員会の委員が賛成者であります。愛西市議会議長 横井滋一殿。

今回のアスベスト対策を求める意見書については、議会運営委員会に複数の案を持ち寄って議論をした結果、全員一致でまとまったために今回の提案となったわけであります。

私が提案者になっていることについては、特に私が中心になって提案したという意味合いではなくて、議会運営委員会のメンバーでおまえがやれということになったもので、私がやっているという、そういう性格の意見書の提案でありますので、議会運営委員会で全会一致で提案することになった意義をよく考慮いただいて、賛同をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、意見書案第3号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

意見書案第3号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第22号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第22号：愛西市に収入役を置かない条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは議案第22号、収入役を置かない条例の制定について、賛成討論を行います。

今回、収入役を置かないという形での条例が提案をされましたが、そもそも職員や役職の削減を行う場合、大事なことは、単なる財政上のメリットということではなくて、そのことによる住民への不利益や職務上のさまざまなしわ寄せ、過重負担、こうした影響が出ないような対応がしっかりとれるかどうか、そうしたことがやはり基準となると思います。そして、その点から考えた場合、合併して愛西市になって半年、この間、一般会計予算での水道企業会計への

繰入金の二重計上や、今回議案第36号で提出されましたが、退職手当組合の負担金が足りなくなるというような問題が起きています。収入役を置かないということは、今後の市政運営上、非常に不安があるという問題があります。だからこそ、そうした点の対応をしっかりとした上でやっていく必要が非常に重要になっております。

議案質疑の中で、助役は、決意だけではなくて、会計職務の権限を持った職員の配置や、あるいは電算事務に頼り切らず、人間の目で二重にチェックをしていくというような対策をとるという旨の答弁がありました。これまで起きてきたこうした問題については、これを単なるミスとはせず、組織上の問題としてしっかりとした対策をさらにとっていただくということを要望して、賛成をいたしたいと思っております。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第23号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第23号：愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第24号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第24号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第25号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第25号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第26号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第26号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、廃棄物処理法改正に伴うものでありますが、この条例を運用するに当たり、数々の課題があると感じております。

まず第1点には、一般廃棄物処理業の許可の取り消しについてであります。今までの多くの事例は、産業廃棄物処理業の業の許可を持っている業者が違法違反を犯し、県の動向を見て、市町村もそれに追随し判断するというケースがほとんどでありました。しかし、今回愛西市が抱えております問題につきましては、廃棄物処理業の業の許可を既に取り下げしており、市独自で判断せねばならないケースとなっております。今議会の一般質問や質疑でも取り上げましたが、市としての判断基準をどうするかなど、課題がたくさんあったかと思えます。直ちに調査・研究をされ、この条例のもと、きちんとした判断をされることを望みます。

また、この条例には他の問題もあります。立田議会の際に、廃棄物の手数料は、現在の地方自治法では徴収できないのではないかと指摘をさせていただきました。過去の廃棄物処理法には、手数料を徴収することができるという条項が含まれていましたが、その後、法改正が行われ、この条項はなくなりました。そうすると、地方自治法により手数料の徴収の是非が判断されるわけですが、第227条では特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるとなっていることから、ごみの手数料は徴収できないこととなります。

私は、有料化は、あらゆる減量のための施策を講じた最後の手段であるという考えを持っており、この手数料の使い道も明確にすべきことと思っております。討論の場ですので、詳しくは場を改めますが、先日の市長会では弁護士資格を有する札幌市長もこの問題を指摘しております。この条例には、このような問題を含んでいるとの問題提起をし、今回の条例改正は上位法の改正によるものとして、この部分については賛成といたします。

○議長（横井滋一君）

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

御承知のように、既に2000年10月1日の法改正で、許可期間中であつたとしても維持管理を

的確かつ継続的に行う能力がないこと、欠格要件に該当するに至ったときは、その許可を取り消すことができるようになっていきます。加えて、今回の法改正は、欠格要件に該当するに至ったときの届け出義務、そして不正の手段により業または設置の許可を受けた者を取り消し処分の対象とすること、そして暴力団員等がその事業活動を支配する個人を欠格要件に追加することの、この三つを内容として欠格要件を一層厳格化しようとするもので、言い方を変えれば許可の取り消し要件の強化であります。今回の条例改正は、そのうちの一つの欠格要件に該当するに至ったときの届け出義務を条例化するものであります。

私が強調したいのは、今回の改正は、今述べましたように、一連の法改正の中で行われる改正であり、単なる項目の追加というとらえ方をするのではなくて、担当課に、法改正と条例改正を厳格に実施する、チェックしていく能力が一層要求されるということです。従来のように、県任せ、県頼りではなくて、独自に条例改正を実施できる能力の向上に一層努力されることを求めて、賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第27号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第27号：愛西市職員定数条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、25番・中島義雄議員、どうぞ。

○25番（中島義雄君）

議案第27号、職員定数条例等の一部改正について賛成討論を行います。

この議案につきましては、住民へのサービスを低下させないことを基本とすること。そして、単なる財政問題だけではなく、安易に定数は減らさないで必要なところへは職員を配置すること。そして、都市計画税については、住民からも増税になることは大変だという声を聞き

ます。課税は行わないことを申し上げて、私の賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第28号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第28号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第29号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第29号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第30号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第30号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第31号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第31号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第15・議案第33号（討論・採決）

#### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第33号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、46番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○46番（宮本和子君）

議案第33号：平成17年度愛西市一般会計補正予算についての賛成討論を行います。

今回の主な補正予算は、アスベスト関連の予算が総務関係で644万6,000円、そして教育関係で1,466万6,000円計上され、210カ所の愛西市の公共施設へのアスベスト製品調査を行うもので、徹底した調査を行い、国に言われなくても愛西市独自のアスベスト対策を、公共施設ばかりではなく、住民の不安を解決するために民間施設や一般住宅にも配慮したアスベスト対策を行っていただきたい。

また、人件費の時間外勤務手当が国保・介護保険特別会計も含めると1,350万円計上されております。時間外勤務手当の予算計上にも問題がありますが、合併に伴う4月、5月の勤務状況とは別に勤務実態には相当の格差があり、やはり是正するには職員の配置を見直さなければ解決しないのではないかと考えます。特に国保や介護保険など、福祉関係の佐織庁舎では総合支所としての窓口業務と本課としての業務があり、窓口業務を終えてから本課の業務を行うなどの時間外勤務をしなければならない状況です。また、介護保険法の改正や介護保険計画などの見直しの時期とも重なり、二重にも三重にも仕事量がふえています。今後、余りにも一部の職員だけに負担がかからないように、職員体制の見直しを行っていただきたいと要望いたします。まして、一般会計補正予算の賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第34号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第34号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第35号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第35号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第1号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・認定第1号：平成16年度八開村水道事業決算認定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第1号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第2号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・認定第2号：平成16年度佐織町水道事業決算認定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

認定第2号：平成16年度佐織町水道事業決算認定について、賛成の討論を行います。

平成16年度は、佐織町では水道料金の値上げがなく、新たな住民負担はありませんでした。そして水道事業会計も、一般会計からの補助金に相当する額の黒字も出て安定しております。ただし、今後、一般会計からの補助金の打ち切りや、監査委員の意見として述べられた海部南部水道事業への統合による値上げ、住民への負担が心配されます。水道事業は、公共サービスの一つであります。今、住民の暮らしは、収入の減少や新たな税負担など厳しさが増しております。これまで佐織町が努力し、水道料金の値上げを抑えてまいりましたが、愛西市ができる限りこの努力を続けられることを求めて、認定第2号に賛成いたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第2号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・陳情第6号から日程第23・陳情第10号まで（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・陳情第6号：義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小に関する陳情について、日程第21・陳情第7号：義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第22・陳情第8号：国の責任で30人以下学級の実現を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第23・陳情第10号：地方の財政力を強化し、義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出についての陳情については、同一趣旨でありますので、会議規則第34条の規定により一括議題として討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

陳情第6号、7号、8号、10号の陳情についての賛成討論を行います。

21世紀を担う子供を健やかに育てることは、すべての国民の願いです。しかし、いじめ、不

登校など学校現場は多くの課題を抱え、さらに子供が被害者になる事件ばかりではなく、子供が加害者になる事件なども多く発生し、非行問題の低年齢化など社会問題となっています。今こそ地域と連携し、一人ひとりの子供たちがきめ細かな行き届いた教育を行う上で、30人学級を進めることは問題解決に欠かすことができません。

現在、法改正により各自治体の判断で少人数学級の実現が可能となり、少人数制を実施していない都道府県は2都県を残すのみとなりました。愛知県でも、昨年より小学1年生で35人学級が実施されました。市町村独自の少人数学級が広がる中で、少人数学級ができる自治体とできない自治体の教育条件の格差が生まれています。父母、教育関係者を初め多くの国民による30人学級を求める署名などが粘り強く進められ、父母の間からも国の責任で30人学級の実現を求める声が多くなっています。現在の少人数学級では、非常勤講師などでやりくりをしているのが現状ではおのずから限界があり、対象学年の拡大や30人以下に向けて人数をさらに引き下げることは困難と思われます。したが、これ以上の改善を図るためには、国の施策に位置づけることが不可欠です。すべての子供たちに行き届いた教育を進めるためにも、国が30人学級を実現し、教育の機会均等を図るべきだと考えます。

今回の陳情を4本一括で意見書の提出をすることはいいですが、それぞれの陳情の意を酌んだ意見書の内容にさせていただきたい。学級規模縮小というあいまいな表現ではなく、30人以下学級の実現という明確な文言にさせていただきたいと要望いたしまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。採決は個々に行いますので、よろしく願いいたします。

最初に、陳情第6号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第6号は採択と決定いたします。

次に、陳情第7号につきましては、先ほど採決をいたしました陳情第6号と同一趣旨でありますので、みなし採択といたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、陳情第7号はみなし採択といたします。

次に、陳情第8号につきましては、先ほど採決いたしました陳情第6号と同一趣旨でありますので、みなし採択といたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、陳情第8号はみなし採択といたします。

次に、陳情第10号につきましては、先ほど採決をいたしました陳情第6号、陳情第7号と同一趣旨でありますので、みなし採択といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、陳情第10号はみなし採択といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・陳情第9号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第24・陳情第9号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

陳情第9号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情について、私はこの陳情を採択すべきであるという立場から討論いたします。

59年前、戦前の侵略戦争への深い反省から二度と戦争をしないと誓い、平和と民主主義を原則とする国づくりと、それを支える教育の創造を期して国民が生み出した憲法と教育基本法が戦前と変えられ、新たな装いをしてきました。現在、多くの知識人やマスコミが、教育基本法を変えることの説得力も根拠もなく、極めて政治的な力によって改正が強行されようとしていることに危惧の念や疑問を表明しています。教育への国民の思いはさまざまです。しかし、子供や学校、教育の現状を何とかしたい、もっとよくしたいとの思いは多くの国民の願いです。競争や差別ではなく、どの子供にも学ぶ権利やわかる喜びを、今こそ教育行政は一人ひとりの人格の完成を目指し、行き届いた教育条件の整備に最大限の努力をすることこそ教育基本法の理念と原則を生かすことであり、新しい時代にふさわしい教育実現への道であると思います。

よって、この陳情の趣旨に賛成し、採択を求めます。議員の方々の賛同をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第9号を採決いたします。

陳情第9号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第9号は採択と決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。11時10分より再開いたしますので、よろしくお願

いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・陳情第11号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第25・陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書について、私は賛成の立場で討論を行います。

私学助成の国庫補助制度は、今年度に入り、政府内では昨年につき私学助成廃止、こういう見直し論議が起き、活発化が伝えられていることに大変危惧する状況になっております。学費の公私間格差の拡大が学校選択の障害となって、教育の機会均等を著しく損なっていることについて、愛知県知事を含む10の府県知事は国に対して、公私立間で均衡のとれた財政措置が不可欠である、こう要望しています。愛知の私学では、学校や地域で父母と教師の懇談会が重ねられ、私学フェスティバルやサマーセミナーなど多彩な取り組みが進められ、大変努力してみえます。しかし、学校や教育の財政基盤である私学助成が不十分であることから、父母の負担が重くなっているのが現実です。見直し論で大変危惧される状況が起きている今、父母負担の軽減と人間教育の豊かな創造を願う県民の要求にこたえ、早急に国に対し意見書を提出することが求められていると思います。

よって、この陳情の趣旨に賛成し、採択を求めます。議員の方々の賛同をよろしく願います。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第11号を採決いたします。

陳情第11号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第11号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・陳情第12号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第26・陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書について、趣旨は第11号と同様であり、県に対しても意見書を提出することは今必要であると考え、賛成いたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第12号を採決いたします。

陳情第12号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第12号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・陳情第13号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第27・陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情についての賛成討論を行います。

陳情書が述べておられるように、高校の公私格差は5.3倍、金額で50万円以上となっており、経済的理由で中退したり学費を滞納している生徒が激増していると訴えられています。市として、国・県に私学助成の拡充を求めるとともに、市独自の助成も拡大していくことは当然ではないでしょうか。

県下のほとんどの自治体が私立高校生授業料助成制度を持っていますが、この中で所得制限がない自治体が50%を超えています。三河部の自治体の多くは、所得制限なしで年1万2,000円を助成しています。尾張部でも、所得制限なしで全家庭を対象とするところは、春日町の2万円、扶桑町の1万6,000円、日進市の1万3,000円。所得ランクで補助金額が異なるところは、西春町の最高の4万円、新しく出発しました清須市の最高3万3,000円などがあります。こうした県内の自治体の中では、今申し上げましたように、愛西市やこの海部津島地方は大変おこなっています。また、500万円以下という、収入で688万ですが、所得制限もあり、こうした所得制限も撤廃して、金額も引き上げていく必要がありますので、本陳情には全面的に賛成であります。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第13号を採決いたします。

陳情第13号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第13号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第36号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第28・議案第36号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第29・意見書案第3号（討論・採決）

#### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第29・意見書案第3号：アスベスト対策を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者あり〕

#### ○13番（真野和久君）

それでは、意見書案第3号：アスベスト対策を求める意見書について賛成の討論を行います。

今回、アスベストについては、ことしの6月29日に大手機械メーカーのクボタが従業員や工場周辺住民の健康被害を発表し、アスベスト周辺の問題が再浮上した形になりました。その後、製品メーカーから次々と健康被害の実態が公表されて、大きな問題となっています。

そもそも、このアスベスト問題は、今回明らかになりました問題だけではなくて、前々から、この被害については多くの方が苦しんでおられます。このアスベストについては、国がしっかりと対応をしてこなかった点については十分に反省をしていただき、対応をしていく必要があります。

今回、アスベストについては、今回のこの愛西市の補正予算の中でも公共施設に対する調査が行われることになりました。公共施設だけではなくて民間施設も含めた徹底した調査をすること、そしてその中から、このアスベスト製品については当然それを安全に除去していくことが求められています。また、健康被害については、こうしたアスベストに対して従事されてきた、あるいは現在されている方々の健康調査を徹底することはもちろんでありますし、また周辺の住民の皆さんや市民の皆さんの健康に対する不安も含めてしっかりと徹底した対応をとることが必要であります。さらには、この間アスベストについて、肺がんや、あるいは中皮腫等で苦しんでこられた、被害に遭われた方々に対するしっかりと補償、そうしたものもやっ

くことが必要であります。

現在、国の方では、こうしたアスベスト被害に対する対策のための法案等も提出するような動きも出ておりますが、こうした時期だからこそ、この愛西市議会からアスベストに対する徹底した対応を求める意見書を出していくことは大変意義あることだと思ひ、賛成をいたします。

○議長（横井滋一君）

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・選挙第8号

○議長（横井滋一君）

次に、日程第30・選挙第8号：海部地区休日診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区休日診療所組合議会議員に後藤芳徳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました後藤芳徳議員を海部地区休日診療所組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、後藤芳徳議員が海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました後藤芳徳議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条の第2項の規定により告知をいたします。

ここでお諮りいたします。本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をいただきたいと思いますので、暫時休憩をいたしたいと思ひますが、

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。それでは暫時休憩といたします。

午前11時23分 休憩

午前11時33分 再開

**○議長（横井滋一君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、意見書案第4号：義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小を求める意見書について、意見書案第5号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書について、意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

**○議会運営委員長（佐藤 勇君）**

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

休憩中に意見書案が4件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第4号から意見書案第7号を追加日程として本日御審議を願うことを決定いたしました。以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎追加日程第1・意見書案第4号（提案説明・質疑）**

**○議長（横井滋一君）**

それでは次に、追加日程第1・意見書案第4号：義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○47番（林 輝光君）**

それでは、意見書案第4号：義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小を求める意見書案の内容といたしましては、平成18年度の政府予算編成期に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持をするとともに学級規模の縮小を図り、そのために十分な教育予算を確保されるよう強く要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年9月、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。

なお、提出者は私、林輝光。賛成者は、愛西市議会議員の古江寛昭、柴田義継、榎本雅夫、吉川靖雄さんでございます。

**○議長（横井滋一君）**

次に、意見書案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・意見書案第5号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

追加日程第2・意見書案第5号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○47番（林 輝光君）

それでは、意見書案第5号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書案の内容といたしましては、政府におかれては、教育基本法の改正ではなく、教育基本法の掲げる理念の実現に向けて最大限努力するよう強く要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年9月、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

なお、提出者は私、林輝光。賛成者は、愛西市議会議員の古江寛昭、柴田義継、榎本雅夫、吉川靖雄さんでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第5号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第6号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第3・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○47番（林 輝光君）

意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書案の内容といたしましては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図り、あわせて父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の充実と、専任教員増など教育改革の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年9月、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。

なお、賛成議員は、古江寛昭、柴田義継、榎本雅夫、吉川靖雄さんでございます。よろしく

お願いをいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第6号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・意見書案第7号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第4・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○47番（林 輝光君）

意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書案の内容といたしましては、私立学校等への経常費助成を増額するとともに、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を充実すること、あわせて教育改革の促進を目的とした教育改革充実補助を一層拡充させることを強く要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年9月、愛知県愛西市議会。提出先は、愛知県知事でございます。

なお、提出者は林輝光。賛成者は、古江寛昭、柴田義継、榎本雅夫、吉川靖雄でございます。よろしくをお願いをいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第7号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・委員会付託の省略について

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第4号から意見書案第7号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号から意見書案第7号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第6・意見書案第4号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第6・意見書案第4号：義務教育費国庫負担制度の堅持と学級規模の縮小を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第7・意見書案第5号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第7・意見書案第5号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第8・意見書案第6号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第8・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第9・意見書案第7号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第9・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月定例議会を閉会するに当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、当初7日開会予定でしたが、台風14号の接近のため警報が発令されまして、急遽9日よりの開会となりました。以後、本日までに、衆議院議員の選挙や、また大成功いたしまして閉幕いたしました愛知万博等があり、議員各位には極めてお忙しい中、熱心に審議を重ねられ、市政諸施策遂行のため適切な議決をいただきまして敬意を表しますとともに、本日まで議会運営に当たり御協力を心より厚く御礼申し上げます。

また、これから日一日と秋が深まります。何かとお忙しいとは存じますが、さらに一層の市政の積極的推進のために御尽力賜りますことをお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

それでは、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。今、議長さんの方からごあいさつがありましたように、慌ただしい9月定例会をお願い申し上げまして、きょうそれぞれの多くの案件を御審議いただき、御決定をいただきましてありがとうございました。

万博も一区切りということでありまして、市民・住民の皆さんにも、この愛知万博には大変御協力をいただいて立派な成果が出たんじゃないかなと思っておりますし、10月8日にはパナマ大使が立田さんの方へ水閘門などを視察に見えますし、ガボン共和国の大使から、先般、閉会式の後で展示をしてあった中のものを、すべてではないんですが、お贈りしたいというようなことで、また見えるというようなこともお聞きをしました。そんなことで、それぞれ議員の皆さん方にも、この万博の思い出はこさえていただいたんじゃないかなと思います。

市としましても、これから体育大会、あるいは文化祭、商工祭りなどなど、まだ多くの事業を持ってございます。職員一同も、皆さん方から御指摘いただきました御意見などを十二分に徹底をし、対処してまいりたいと思っておりますし、お手元に配付させていただきました人事の件でも、少しでもよりよい方向づけ、組織づくりをしたく、10月1日に人事異動もさせていただきました。今後とも、議員各位におかれましても、それぞれのお立場で御支援、御協力賜りますように、そして朝晩、寒暖の差も激しくなってまいります。どうぞ健康に御留意をいただいて、それぞれのお立場でまた御活躍いただきますようお願いをして、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

それでは、これにて平成17年9月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前11時49分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

横井 滋 一

愛西市議会  
副議長

渡辺 治 雄

会議録署名議員  
第 5 番 議員

岩間 泰 彦

会議録署名議員  
第 6 番 議員

田中 秀 彦